

令和7年村上市教育委員会6月定例会会議録

○ 日 時

令和7年6月24日（火）午前9時30分 開会

○ 場 所

朝日支所2階 第1会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春	教育長
横 山 吉 夫	委員（教育長職務代理者）
大 滝 豊	委員
板 垣 英 樹	委員
小 川 涼 子	委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	木 村 博
〃 指導主事	只 木 雅 実
〃 指導主事	高 橋 真 徳
〃 課長補佐	百 武 靖 之
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	佐 藤 克 也
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	太 田 尚 美
村上教育事務所長	本 保 美 穂
荒川教育事務所長	中 村 繭 子
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

なし

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 鈴 木 祐 輔

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 5 月定例会会議録の確認について
- ・ 報第 3 号 一般報告事項について
- ・ 議第 16 号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第 17 号 村上市学校給食費緊急支援金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第 18 号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長

午前 9 時 30 分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和 7 年度 6 月定例教育委員会を開会します。初めに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

毎年のことではありますが、来月は定例教育委員会の他に、教育委員の皆様に出席いただかなければならない催しがたくさんあります。机上にご案内を差し上げておりますが、7 月 9 日と 15 日の 2 日間で小中学校 7 校の教育委員会学校訪問、7 月 18 日の阿賀野市で開催される「令和 7 年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会」です。よろしく願いいたします。

このうち、阿賀野市での催しは、昨年度上越市で開催されたのですが、昨年度までの研修会内容が大きく変更されることとなりました。これまでは、担当市町村の学校教育や社会教育等の実践発表とそれに対する質疑応答でした。しかし、今年度は、第 1 部は文部科学省の行政講話、第 2 部は後日発表されるテーマに応じた、5～6 人ずつに分かれてのグループ討議となる予定です。すべての参加者が関わる研修会にしたいとのことです。

また、来年度は、県独自の定期総会・研修会を開催せず、「令和 8 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（新潟大会）」として、再度、上越市で開催される予定となっております。今年度は、

長野大会で、私一人が参加したのですが、次年度は皆さんで出席していただけるよう今からお願いいたします。ちなみに、令和9年度は佐渡市で通常の定期総会が開催される予定です。

さて、今開催されている市議会第2回定例会一般質問で、「生理の貧困対策について、市の公共施設や学校のトイレに生理用品を常備する考えはないか」という質問がありました。市の公共施設のトイレへの常備については、市長が今後検討を進めていくと答弁しております。学校のトイレへの常備については、学校現場と協議をしていきたいと私から答弁したのですが、明日25日、学校の養護教諭から意見を聞く会を設け、常備する場合の課題を点検した上で、教育委員会としては常備に向け取り組んでいくべきと考えます。情報交換の折にご意見をください。それでは、本日はよろしくをお願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、板垣委員と横山委員にお願いします。

・5月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 5月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 5月定例会会議録について何かございますか。

遠藤教育長 5月定例会会議録は確認されました。

・報第3号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第3号について上程します。
最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。
5月12日、村上市スポーツ少年団入団式、出席しました。13日、小

川小・朝日みどり小学校第3回合同統合検討会。14日、市校長会議。16日、地区同和教育研究協議会設立総会、青少年健全育成市民会議総会、出席しました。18日、お幕場茶会。19日、村上市スポーツ推進委員協議会総会、出席しました。20日、県教育委員会主催の人事管理懇談会。21日、私と小川委員さんで辞令交付、出席しました。22日、深めよう絆県民会議総会が開催されました。23日、都市教育長協議会春季総会・研修会が三条市で開催されました。24日、運動会が多くの学校で開催されたのですが、金屋小、保内小1時間ほどずつ観戦させていただきました。26日、青少年問題協議会、出席しました。27日、定例教育委員会、岩船地区租税教育推進協議会総会、県教育振興基本計画策定会議オンラインで出席しました。30日、市町村教育委員会連合会総会・研修会、長野市で開催されました。6月1日、ブルボンスケートパーク村上除幕式及びオープニングイベント、出席しました。6月9日、市校長会議。10日、市議会第2回定例会初日でした。以上、報告させていただきました。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室主幹 スケートパークの一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。

横山委員 8ページで今ほど説明していただいた電子書籍システムの協議会に

ついて、進展はあったのでしょうか。

教育情報センター長 8月開催予定の第10回の協議会で導入の枠組みが決まり次第、各市町村の参加についての意向確認をとる予定で、今のところ進展はありません。

遠藤教育長 それでは一般報告事項は了承されました。

・議第16号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第16号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 議案書の13ページをご覧ください。議第16号村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定についてであります。本市では令和7年4月から6月までの3か月について学校給食費を無償化するという事で、3月の定例教育委員会で規則を改正させていただきましたが、7月から年度末までの9か月分についても無償化したいということで、再度この規則を改正させていただくものであります。内容は15ページの新旧対照表をつけておりますけれども、この規則の附則第3項において、令和7年度における給食費の特例というのを定めていますが、この中で、令和7年4月1日から令和7年6月30日の間という定め、これを令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に改正する内容で、年度末まで学校給食費を無償化する、そういった改正の内容になっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。

横山委員 次のページでまた説明があるのかもしれませんが、今年の6月30日までの分の給食費については、国の補助の関係も含めて提案されたというふうに私は聞いたと思うのですが、それ以降の7月から令和8年の3月31日までの分については、村上市の単独予算で動くという意味なのか。そうではないのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

学校教育課長 横山委員おっしゃる通り3か月は物価高騰の臨時交付金を充当させていただいた形になっております。今回の9か月の無償化についても一部、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という国からの交付金を充当しています。ただ、今回この交付金の金額は、総額でも

3,471万4,000円しか来ないという金額です。学校給食費の無償化と保育園の副食費の無償化も一緒にやっていますので、そちらの方にも700万ほど充当されている。今申し上げた3,471万4,000円から、こども課の事業に対して充当されている700万を引いた残り2,771万4000円。これが学校給食費の無償化に充てられている国の交付金です。残り、全体で9,056万2,000円ほど必要になってくるのですけれども、こちらは市の財源で行う形になっています。

横山委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

遠藤教育長

それでは、議第16号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第16号は承認されました。

・議第17号 村上市学校給食費緊急支援金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長

次に、議第17号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

議案書16ページ以降になります。

議第17号村上市学校給食費緊急支援金交付要綱の一部を改正する要綱制定についてであります。こちら7月以降の学校給食費無償化に伴い要綱の改正をお願いするものでありますけれども、この要綱は先ほどの免除により無償化できない、市立以外の小中学校、例えば県立特別支援学校ですとか県立中等教育学校前期の児童生徒、そこに加えてアレルギーで給食を喫食できずに弁当を持参している子に対して支援金を支給するための要綱になります。こちらは市内に住所のある児童生徒が対象になります。内容につきましては、17ページ以降になりますけれども、第1条で対象となる期間を謳っていますけれども、こちらを改正前は令和7年6月30日までとしていたところを、改正後として令和8年3月31日までに改めるものであります。

また、第3条で支援金の額を別表で定めておりますけれども、その内容を改正前、月ごとに定める日数というふうに謳っているところを、改正後、月ごとの在籍する学校の給食提供日数に改めるという内容です。改正前は3か月で想定していたため55日間55食と日数をあらか

じめ決めて要綱を設定していたのですけれども、これが通年に拡大した場合、同じようにあらかじめ日数を決めておいてしまうと、実際に喫食した日数とこの決めておいた日数との乖離が大きくなり過ぎるということで、給食を提供する実際の日数で支援金を支給する形に改めるものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

横山委員

先ほどお聞きしたのですが、国の交付金プラス、市の持ち出しという形だということです、18 ページのこの新旧の表がありますが、そこの第3条の但し書きに、「ただし、国等から学校給食費の一部について給付を受けた場合は、当該給付額を除いた額とする」という文言、これは旧のところにもあるんですけれども、それについてはいわゆる今の交付金以外の給付という意味なのか、その辺がちょっとわからなかった。

学校教育課長

但し書きは、特別支援学校の児童生徒さんなど、給食費に対して国等から全額又は半額の補助金等が入っている場合があります。です、そういったものを除いた実負担額に対して支援を行いますという、そういった趣旨の文言になります。

横山委員

そうするとそういう給付とか補助とかがダブらないようにする、という意味に捉えればいいということですね。

学校教育課長

その通りです。

遠藤教育長

それでは、議第17号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第17号は承認されました。

・議第18号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長

次に、議第18号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長

議第18号は、村上市社会教育委員及び村上市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分について承認を求めるものです。村上市岩船郡

遠藤教育長

8